

# 転入届の手続き

R5.12.1改

他の市区町村から引っ越してこられた方は、城陽市に**お住みになってから14日以内**に、転入届を市役所市民課に提出してください。

届出には、前の市区町村発行の**転出証明書**と**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険証など）が必要です。


国外から転入される方は、パスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要です。

外国人住民の方は、「**在留カード**」「**特別永住者証明書**」を持参して手続きをしてください。

◆転入に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方		手続きの内容	担当課
印鑑登録をされる方		新たに印鑑登録の手続きをしてください。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方・申請中の方		カードを持参して手続きをしてください。 ※マイナンバーカード・住民基本台帳カードは、住所変更手続きを行うことなく <b>90日を経過すると失効</b> します。お早目にお手続きください。	
住民基本台帳カードをお持ちの方		■マイナンバーカード交付申請中に、転出及び転入手続きをされた方は、再申請が必要です。 窓口にお申し出ください。	
し尿収集を希望される方		新規の申込手続きをしてください。	
水道(下水道)の開栓手続きを希望される方		水道(下水道)開栓の申込手続きをしてください。予納金が必要です。上下水道部経営管理課(TEL 52-2044 平川広田67番地)でも受け付けています。	
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
	既に年金を受給している方	年金受給権者住所変更届(国保医療課にあります)を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務所が現況確認できた方は手続き不要です。	
	年金を受給していない 60~65歳の方	基礎年金番号住所変更届を年金事務所へ提出してください。	
城陽市の国民健康保険に加入される方		転入届と同時に印鑑を持参して加入手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に加入されている方		転入届と同時に印鑑・負担区分証明書を持参して手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】の助成を受けている方		健康保険証・印鑑・所得証明書を持参して手続きをしてください。	税務課 ☎56-4024 本庁舎2階
子育て支援医療を受けている方		お子様が加入している健康保険証・印鑑を持参して手続きをしてください。	
125cc以下のバイクをお持ちの方		再登録用廃車済証明・印鑑を持参して登録、ナンバープレート交付の手続きをしてください。	

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	担当課
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳・印鑑等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	福祉課 ☎56-4033 西庁舎1階
自立支援医療費の給付を受けている方		受給者証・印鑑等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けている方		障害者手帳・印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
児童手当を受けている方 (中学校修了までの児童がいる世帯)		前住所地の転出証明書の転出予定日の翌日から15日以内に請求 手続きをしてください。お子様と別居される場合も、届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方		手当証書・印鑑を持参して住所変更届をしてください。	
生後4カ月までの赤ちゃんがいる世帯		こんにちは赤ちゃん事業の説明およびアンケート等をお渡しします。	
介護保険	65歳以上の方	資格取得手続きをしてください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	介護認定の申請中または認定を受けておられる方は受給資格証明書を持参して、要介護認定等の申請をしてください。	
「広報じょうよう」の配布を希望される方		「広報じょうよう」は直接ポストにお届けしておりますので、お手続きは必要ございません。 なお、届かない場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター(Tel 52-9486)までお問い合わせください。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階
自治会加入を希望される方		ふれあいのある住みよいまちを一緒につくりましょう。ぜひ加入してください。	市民活動支援課 市民活動支援係 ☎56-4001 本庁舎1階
市立の小学校及び中学校の児童・生徒		市民課で就学通知書をお渡ししますので、前の学校からの在学証明書・教科書給与証明書を持参して、新しい学校で入学手続きを してください。	教育委員会 学校教育課 ☎56-4004 西庁舎3階
7歳6カ月未満の方		予防接種受診状況調査票(健康カレンダーに添付)を記入して保健センターへ送付してください。まだ受けていない予防接種の予 診票を送付します。	保健センター 健康推進課  〒610-0111 (富野久保田1番地の1) ☎ 55-1111 FAX 55-1140
妊娠中の方		前住所地の妊婦健康診査受診券と母子健康手帳をお持ちのうえ、 手続きをしてください。 <a href="#">予約はこちら</a> ↓ ↓ ↓ 城陽市の妊産婦健康診査受診券と交換します。 <a href="#">交換は予約(R5.4～)になります。</a> 	
犬の登録をされている方		飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400

\*平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による被災者の方は住民票の写し等の証明書発行手数料について、減免措置がありますのでお申し出ください。

# 転 出 届 の 手 続 き

R2. 12. 22 改

城陽市から他の市区町村、あるいは国外へ引っ越しをされる方は、**転出する日の14日前から転出する日までに**、転出届を市役所市民課に提出してください。

届出には、**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険証など）が必要です。

なお、転出届を出された方には、国外へ転出される方を除いて、転出証明書を交付します。

新しい市区町村で転入届をするときに、この転出証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

**1. お住みになってから14日以内に、お渡しした転出証明書と本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証など）を持参して、新しい市区町村で転入届をしてください。**

本人及び世帯主以外の方が届け出る場合は委任状が必要です。詳しくは新しい市区町村でお尋ねください。

2. 転出予定日からは、城陽市に住所がないものとして取り扱います。

3. 都合により転出を取りやめた場合は、転出証明書を添えて「転出取消」の手続きをしてください。

4. 転出証明書を無くしたときは、すみやかに届け出てください。

※外国人住民の方は、新しい市区町村に「在留カード」「特別永住者証明書」を持参して手続きをしてください。

◆転出に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方		手続きの内容	担当課
印鑑登録をされている方		印鑑登録証（城陽市民カード）をお返してください。 ◎転出予定日前日までは印鑑登録証明書を請求できますが、カード以外に転出証明書の提示が必要です。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
マイナンバーカード（個人番号カード）を お持ちの方・申請中の方		転出先の市区町村にカードを持参して <sup>(※)</sup> 手続きが必要です。 (※)申請中の方はカード持参の必要はありませんが、転入先の市区町村でカードの再申請が必要です。	
住民基本台帳カードを お持ちの方			
し尿収集をされている方		し尿収集を廃止される方は、廃止の届をしてください。 清掃手数料の精算をしてください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	国民年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	
	既に年金を受給している方	年金受給権者住所変更届（国保医療課にあります）を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務所が現況確認できた方は手続き不要です。	
	年金を受給していない60～65歳の方	基礎年金番号住所変更届を転出先の年金事務所へ提出してください。	

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	担当課
城陽市の国民健康保険に 加入されている方		国民健康保険被保険者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に 加入されている方		後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】及び 子育て支援医療の助成を受けている方		医療受給者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	
125cc以下のバイクを お持ちの方		ナンバープレートを返却し、廃車手続きをしてください。(印鑑が必要です)	税務課 ☎56-4024 本庁舎2階
市税等に未納がある方		未納の市税等は、納付していただくか、 納付方法についてご連絡ください。	
児童手当を受けている方		手続きが必要です。お子様と別居される場合も届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階
児童扶養手当・特別児童扶 養手当を受けている方		手当証書・印鑑を持参して住所変更届の手続きをして ください。	
介護保 険	65歳以上の方	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等をお返し ください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	◎介護認定の申請中または認定を受けておられる方 は、受給資格証明書を発行します。	
市立の小学校及び中学校の 児童・生徒		今までの学校で転学手続きをしてください。	在籍している学校
水道（下水道）の手続き		水道（下水道）を止める手続きは、 Tel 0774-52-2044 に電話してください。 (番号はお間違えないようにお願いします)	上下水道部 経営管理課 (平川広田67番地) ☎52-2044
在外選挙人名簿への登録を される方（海外転出者）		選挙管理委員会事務局または転出先の公館で、在外選 挙人名簿登録の手続きをしてください。	選挙管理委員会事務局 ☎56-4008 本庁舎3階
「広報じょうよう」の 配布停止を希望される方		「広報じょうよう」は、空き家への配布はいたしません ので、特段のお手続きは必要ございません。 確実な停止を希望される場合は、(公社)城陽市シルバ ー人材センター (Tel0774-52-9486) までご連絡くださ い。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階
妊 娠 中 の 方		城陽市発行の妊婦健康診査受診券・妊婦歯科健康診査 受診票は使用できなくなります。 転出先の市区町村にお問い合わせください。	保健センター 健康推進課 〒610-0111 (富野久保田1番地の1) ☎ 55-1111 FAX 55-1140
犬の登録をされている方		転出先の市区町村で飼い犬の所在地変更の手続きをし てください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400

# 転居届の手続き

R2. 12. 22 改

城陽市内で引っ越された方は、新住所に**お住みになってから14日以内**に、転居届を市役所市民課に提出してください。

届出には、**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険証など）が必要です。

なお、外国人住民の方は、「**在留カード**」「**特別永住者証明書**」を持参して手続きをしてください。

◆転居に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方	手続きの内容	担当課
印鑑登録をされている方	印鑑登録証(城陽市民カード)は引き続き使用できます。手続きの必要はありません。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方	カードを持参して手続きをしてください。	
住民基本台帳カード(写真付き)をお持ちの方		
外国人住民の方	「在留カード」「特別永住者証明書」の住居地の裏書きをしますので持参してください。	
し尿収集をされている方 希望される方	<旧住所>し尿収集を廃止される方は、廃止の届をしてください。 清掃手数料の精算をしてください。 <新住所>新規の申し込み手続きをしてください。	上下水道部 経営管理課 (平川広田67番地) ☎52-2044
水道(下水道)の手続き	<旧住所> 水道(下水道)を止める手続きは、 Tel 0774-52-2044 に電話してください。 (番号はお間違えないようにお願いします)	
水道(下水道)の手続き	<新住所> 水道(下水道)開栓の申し込み手続きをしてください。 予納金が必要です。 上下水道部でも受け付けています。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
城陽市の国民健康保険に加入されている方	国民健康保険被保険者証・印鑑を持参して住所変更の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に加入されている方	後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持参して住所変更の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】及び子育て支援医療の助成を受けている方	医療受給者証・印鑑を持参して住所変更の手続きをしてください。	

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	担当課
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	国民年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
	既に年金を受給している方	年金受給権者住所変更届（国保医療課にあります）を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務所が現況確認できた方は手続き不要です。	
	年金を受給していない60～65歳の方	基礎年金番号住所変更届を年金事務所へ提出してください。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳・印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。	福祉課 ☎56-4033 西庁舎1階
自立支援医療費の給付を受けている方		受給者証・印鑑等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けている方		印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
児童手当を受けている方		印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。お子様と別居される場合も、届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方		手当証書・印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
介護保険	65歳以上の方	介護保険被保険者証を持参して住所変更の手続きをしてください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	◎認定を受けておられる方は、介護保険負担割合証等も持参して、住所変更の手続きをしてください。	
市立の小学校及び中学校の児童・生徒		校区が変わる場合は、市民課で就学通知書をお渡ししますので、前の学校からの在学証明書・教科書給与証明書を持参して、新しい学校で入学手続きをしてください。	教育委員会 学校教育課 ☎56-4004 西庁舎3階
「広報じょうよう」配布場所の変更を希望される方		「広報じょうよう」は直接ポストにお届けしておりますので、お手続きは必要ございません。なお、届かない場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター(☎52-9486)までお問い合わせください。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階
自治会加入(変更)を希望される方		転居先住所の自治会をお知らせします。ぜひ加入してください。	市民活動支援課 市民活動支援係 ☎56-4001 本庁舎1階
犬の登録をされている方		飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400